

令和3年3月18日
総長裁定

国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について

国立大学法人東京大学は、東京大学憲章の精神、本学が掲げる行動指針を踏まえた法人経営を実現するため、以下の方針に則り、将来に向かってその法人経営を担う人材（以下「法人経営人材」という。）を戦略的かつ計画的に育成する。

1. 法人経営人材の育成の進め方

(1) 法人経営を補佐する機会の活用

(i) 教員

総長補佐及び総長特任補佐のほか、予算委員会企画調整分科会をはじめとする全学委員会の構成員等として、総長及び理事等の職責遂行を補佐する業務に参画させることを通じて、法人経営に必要な能力開発の機会とする。

加えて、各部局においては、副研究科長、副部長、副所長その他の部局長を補佐する職として、部局長の職責遂行を補佐する業務に参画させることを通じて、法人経営に必要な能力開発の機会とすることを期待する。

(ii) 職員

経営企画、財務、人事、法務等の法人経営に関する企画立案や課題解決、意思決定の過程に参画させることで、法人経営に必要な能力開発の機会とする。

(2) メンターの活用

特命教授として、法人経営に必要な知識経験を有する者を配置し、指定する業務に従事させるとともに、将来の法人経営人材の育成を支援させる。

(3) 研修等の活用

本学及び外部機関等が主催する法人経営人材を育成するための研修の受講、啓発機会への参加、その他の法人経営に必要な能力の開発、向上の機会を上記(1)、(2)に掲げる教職員等に積極的に提供する。

2. 法人経営人材の育成状況の確認と必要な対応

法人経営と連携して、法人経営人材の育成を戦略的かつ計画的に実施するため、総長、総長が指名する理事、経営企画部長及び人事部長等は、連携して、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行う。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。